

# みやざき木の建築推進協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、みやざき木の建築推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、木造建築物に関わる幅広い分野の県内関係団体・関係者との連携を図り、県産木材を活用した建築物の普及啓発を行うことにより、地球環境の保全や快適な空間の形成等に寄与するとともに、本県の経済波及効果と森林保全の推進、建築物の木造化・木質化に関わる技術力の向上と蓄積を目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 持続可能な森林資源の循環利用
- (2) 県産木材を活用した建築物の普及・推進
- (3) 木造建築物に携わる団体や個人の情報共有と連携
- (4) 技術者の技術向上と育成
- (5) 各種プロジェクトの発掘
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 個人会員

ア みやざき木造マイスター登録者および「みやざき木造塾」を修了した建築士

イ 木造建築物に携わる幅広い分野（森林・林業・木材産業、施工等）の県内関係者

(2) 団体会員

森林・林業・木材産業、建築等に関する県内の業界団体の代表者

(3) その他、協議会の理事会において認められた者

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

4 協議会に、必要に応じてオブザーバー会員を置くことができる。ただし、オブザーバー会員は会議における議決権を有しないものとする。

(会 費)

第5条 協議会の会費は徴収しない。ただし、総会において協議会の事業運営のための必要経

費があると決議があった場合は、この限りではない。

### 第3章 役員

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以内
- (3) 理事(会長及び副会長を含む)10名程度
- (4) 監事2名

2 理事及び監事は、第4条の会員の(1)・(2)の中から総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その仕事を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約に基づき、理事会の会務を執行する。

4 監事は、協議会の会計及び業務執行の状況を監査する。

(任期)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残留期間とする。

3 辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその仕事をこななければならない。

(部会)

第9条 本会に特別の事項を処理するための部会を設置することができる。

2 部会は、理事会に諮って会長が設置する。

3 部会は、委員をもって構成し、委員は、会員の中から委嘱する。

4 部長は、委員の互選により選出し、部会を代表する。

### 第4章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決)

第12条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 解散
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行
- (2) 総会に付与すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行  
(開 催)

第13条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認める場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第15条 会議の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第16条 会議は、構成員現在数の2分の1以上の出席（委任状による出席を含む）がなければ開催することができない。

(議 決)

第17条 会議の事項は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

## 第5章 会 計

(経 費)

第19条 協議会の経費は、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第20条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を経なければならない。

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑 則

(事務局)

第 22 条 協議会の事務局は、宮崎県（木材利用技術センター）に置く。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。